



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。



## 全社協の「ボランティア活動保険」

全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」について、日頃みなさまからよくお問い合わせいただきご質問についてお答えします。ボランティア活動の安心・安全のために、さまざまな事故によるケガや賠償責任を補償する「ボランティア活動保険」をこれからもどうぞお役立てください。

## ボランティア活動保険のQ&A

**Q1** 中途加入した場合の補償期間はいつからいつまでですか？

**A1** 中途加入手続きが完了された翌日の午前0時から補償開始となり、3月31日午後12時で終了します。

**Q2** 複数のボランティアグループに所属している場合、各々のグループ毎に保険に加入する必要がありますか？

**A2** いいえ、どちらか一つのグループで1口加入してください。ご加入は1人1口のみで、他のグループでのボランティア活動や他県での活動も補償の対象となります。

**Q3** 中途での加入プランの変更やボランティアの入替はできますか？

**A3** 加入されたプランの変更や中途でのボランティアの入替はできません。

**Q4** ボランティア活動の際に交通費と昼食代が支給されますが、無償の活動と考えてよいですか？

**A4** はい、交通費、昼食代、活動のための材料費等であれば実費弁償として無償扱いです。但し、謝礼、日当、報酬が支給される場合は、金額の多寡にかかわらず有償扱いとなりボランティア活動保険では対象外となります。有償の場合は、福祉サービス総合補償をご検討ください。

**Q5** マイカーを運転してボランティア活動に向かう途中、自動車事故を起こしてしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？

**A5** ボランティア自身のケガは対象となりますが、事故に伴う対人・対物賠償や自車両の損害等は対象となりません。加入されている自動車保険でのお支払いとなります。

**Q6** ボランティア活動に出かける際に自宅の庭で転んでケガをしましたが、補償の対象になりますか？

**A6** 自宅の庭(敷地内)でケガをされた場合は、補償の対象となりません。往復途上の補償は自宅の敷地を出たところから、自宅の敷地に戻るまでとなります。

**Q7** 基本タイプと天災タイプの補償の違いを教えてください

**A7** 両タイプともにケガと賠償責任を補償しますが、基本タイプでは天災(地震・噴火・津波)によるケガは補償されません。一方、天災タイプは基本タイプの補償範囲に加えて、天災(地震・噴火・津波)によるケガも補償されます。なお、台風・洪水・竜巻・落雷等によるケガは、いずれのタイプでも補償されます。

■この内容は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

<取扱代理店>株式会社福祉保険サービス  
〒100-0013東京都千代田区豊が関3-3-2 新豊が関ビル  
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

<引受保険会社>損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154